

よくあるお問い合わせについて

1. 破産手続について

Q1 株式会社ケフィア事業振興会はいつ破産したのでしょうか。

A1 2018年9月3日（月）午前9時45分に、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けました。

その他の会社や代表者らも以下のとおり破産手続開始決定を受けており、2019年3月12日現在で合計31件について破産手続開始決定がなされています。

【2018年9月3日午前9時45分 破産手続開始決定】

- ① 株式会社ケフィア事業振興会
- ② 株式会社飯田水晶山温泉ランド
- ③ かぶちゃん九州株式会社
- ④ かぶちゃんメガソーラー株式会社

【2018年9月14日午後5時 破産手続開始決定】

- ⑤ ケフィアインターナショナル株式会社
- ⑥ 株式会社ケーアイ・アド
- ⑦ 株式会社ケフィア・カルチャーカード
- ⑧ 株式会社ケフィア・クリエイティブ
- ⑨ 株式会社メープルライフ
- ⑩ 株式会社ケーツーシステム
- ⑪ 一般社団法人柿国際文化協会
- ⑫ かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社
- ⑬ ケベッククラブ合同会社
- ⑭ 九州クラブ合同会社
- ⑮ 一般社団法人ケフィアグループ振興協会
- ⑯ かぶちゃん電力株式会社

【2018年9月21日午後5時 破産手続開始決定】

- ⑰ 株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス

【2018年10月1日午後5時 破産手続開始決定】

- ⑱ かぶちゃん農園株式会社

【2018年10月4日午後5時 破産手続開始決定】

- ⑲ ケフィアグループ C&L 株式会社
- ⑳ 合同会社かきの森

- ⑳ 株式会社コラボ南信州
- 【2018年10月11日午後5時 破産手続開始決定】
- ㉑ かぶちゃん信州乳業株式会社
- ㉒ かぶちゃんファーム株式会社
- 【2018年10月15日午後5時 破産手続開始決定】
- ㉓ かぶちゃんインターナショナル株式会社
- 【2018年11月1日午後5時 破産手続開始決定】
- ㉔ 株式会社かぶちゃん農園食堂
- ㉕ かぶちゃん製菓株式会社
- 【2018年11月2日午後5時 破産手続開始決定】
- ㉖ 株式会社ケフィア・サプリメント
- 【2018年12月14日午後5時 破産手続開始決定】
- ㉗ 鎗木 武弥
- ㉘ カブラキホールディングス株式会社
- ㉙ 鎗木 秀彌
- 【2019年2月13日午後5時 破産手続開始決定】
- ㉚ 辻 秀子

Q2 ケフィアグループの他の会社は破産しないのでしょうか。

A2 今回破産した28社以外のグループ会社については、破産申立がなされていません。今後申立がなされるかは不明です。

Q3 事件番号を教えてください。

A3 本破産事件の事件番号は、以下のとおりです。

株式会社ケフィア事業振興会	平成30年(フ)第6361号
株式会社飯田水晶山温泉ランド	平成30年(フ)第6362号
かぶちゃん九州株式会社	平成30年(フ)第6363号
かぶちゃんメガソーラー株式会社	平成30年(フ)第6364号
ケフィアインターナショナル株式会社	平成30年(フ)第6711号
株式会社ケーアイ・アド	平成30年(フ)第6712号
株式会社ケフィア・カルチャーカード	平成30年(フ)第6713号
株式会社ケフィア・クリエイティブ	平成30年(フ)第6714号
株式会社メープルライフ	平成30年(フ)第6715号
株式会社ケーツースステム	平成30年(フ)第6716号
一般社団法人柿国際文化協会	平成30年(フ)第6717号
かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	平成30年(フ)第6718号
ケベッククラブ合同会社	平成30年(フ)第6719号
九州クラブ合同会社	平成30年(フ)第6720号
一般社団法人ケフィアグループ振興協会	平成30年(フ)第6721号
かぶちゃん電力株式会社	平成30年(フ)第6722号
株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス	平成30年(フ)第6861号
かぶちゃん農園株式会社	平成30年(フ)第7144号
ケフィアグループC&L株式会社	平成30年(フ)第7241号
合同会社かきの森	平成30年(フ)第7242号
株式会社コラボ南信州	平成30年(フ)第7243号
かぶちゃん信州乳業株式会社	平成30年(フ)第7421号
かぶちゃんファーム株式会社	平成30年(フ)第7422号
かぶちゃんインターナショナル株式会社	平成30年(フ)第7501号
株式会社かぶちゃん農園食堂	平成30年(フ)第8117号
かぶちゃん製菓株式会社	平成30年(フ)第8118号
株式会社ケフィア・サプリメント	平成30年(フ)第8151号
鏑木 武弥	平成30年(フ)第9344号
カブラキホールディングス株式会社	平成30年(フ)第9372号
鏑木 秀彌	平成30年(フ)第9373号
辻 秀子	平成31年(フ)第706号

Q4 破産手続とはどのような手続ですか。

A4 支払不能又は債務超過の状態にある債務者について、裁判所の監督の下、裁判所から選任される破産管財人が、公正中立の立場において、破産者の財産を管理し換価することによって債権者に配当を行う手続です。

Q5 破産管財人は誰でしょうか。破産管財人の所属する事務所名や連絡先を教えてください。

A5 破産管財人は虎ノ門南法律事務所の弁護士内田実です。

お問い合わせは、下記【お問い合わせ先】までお願いいたします。多数の債権者の皆様からのお問い合わせがあり、下記お問い合わせ先以外では対応いたしかねますのでご了承ください。また、皆様のご不明点に関して現時点でお話しできる内容は本ホームページに掲載しておりますので、下記お問い合わせ先にお電話をいただく前に、是非とも本ホームページをご参照下さい。

【お問い合わせ先】

電 話： 03-5577-5808 破産管財人室

受付時間： 月～金（祝祭日を除く） 10時30分～12時、13時～15時

Q6 破産管財人はどういう立場の者で、何をするのでしょうか。

A6 破産管財人は、裁判所から選任された者であり、破産者の財産や債権債務関係の調査等を行います。これらの調査・換価回収等の上、破産者の財産から租税などの優先的な債権や管財業務に必要な費用等を支払った後に、配当可能原資があれば、債権者の方々に公平に配当（分配）することになります。

Q7 破産手続は今後どのように進行しますか。

A7 これまで開催された債権者集会の期日は以下のとおりです。

- ・第1回債権者集会 日時：2019年5月21日 午後2時
場所：メルパルクホール（東京都港区芝公園2-5-20）
- ・第2回債権者集会 日時：2020年1月21日 午後2時
場所：メルパルクホール（東京都港区芝公園2-5-20）
- ・第3回債権者集会 日時：2020年9月16日 午後2時
場所：メルパルクホール（東京都港区芝公園2-5-20）
- ・第4回債権者集会 日時：2021年4月28日 午後2時
場所：メルパルクホール（東京都港区芝公園2-5-20）
ただし、緊急事態宣言の発令の影響を受け延期
- ・第5回債権者集会 日時：2022年1月25日 午後2時
場所：メルパルクホール（東京都港区芝公園2-5-20）
- ・第6回債権者集会 日時：2022年12月14日 午後2時
場所：東京地方裁判所中目黒庁舎（東京都目黒区中目黒2-4-1）
- ・第7回債権者集会 日時：2023年5月24日 午後2時
場所：東京地方裁判所中目黒庁舎（東京都目黒区中目黒2-4-1）
- ・第8回債権者集会 日時：2024年1月31日 午後2時
場所：東京地方裁判所中目黒庁舎（東京都目黒区中目黒2-4-1）

第9回債権者集会は、2024（令和6）年7月17日（水）14時に指定されました。会場は、東京地方裁判所中目黒庁舎（東京都目黒区中目黒2-4-1所在）の「103債権者集会室」となります。第5回までの債権者集会の会場（メルパルクホール）とは異なりますので、ご注意ください。来庁される際には公共交通機関をご利用ください。

債権者集会では、破産管財人の業務の進捗状況をご報告させていただく予定ですが、本ホームページでも適宜情報を開示する予定です。

なお、債権届出期間や債権調査期日については、A10をご覧ください。

2. 債権・配当について

Q8 破産者に対する債権を持っているが、本件で配当を受けられるのでしょうか。

A8 配当見込みがある13者について、配当を受けることができる債権を有しておられるか、

またその債権額はいくらかについては、2020年1月21日、同年4月15日及び同年9月16日に開催の債権調査期日においてご報告したとおりです。また、債権者の皆様には、「認否結果通知書」という書類をお送りして認否結果をあらかじめお知らせしております。

「認否結果通知書」において「認める」と記載している債権については、債権者からの異議がなければその金額にて確定し、配当の対象となります。ご自身の債権の認否につきましては、「認否結果通知書」をご確認ください。

なお、認められた債権額全額を返金するのではなく、破産者ごとに形成した破産財団を基に配当率を算定し、債権額に配当率を乗じて算出した金額を配当する見込みです。

Q9 配当のある破産者はどれでしょうか。

A9 2020年9月現在で、配当の見込みのあった破産者は以下の13者で、ケフィア事業振興会、ケベッククラブ、九州クラブ以外は配当を完了しました。ケフィア事業振興会、ケベッククラブ、九州クラブについては中間配当を実施しました。

ケフィア事業振興会、かぶちゃん九州、かぶちゃんメガソーラー、
ケベッククラブ、九州クラブ、かぶちゃん電力、かぶちゃん農園、
かぶちゃんファーム、コラボ南信州、かぶちゃんインターナショナル、
カブラキホールディングス、鏑木秀彌、辻 秀子

これ以外の18の破産者については配当の見込みはありません。これまでに、以下の17の破産者について破産手続が廃止されました。

ケフィアインターナショナル、ケーアイ・アド、ケフィア・カルチャーカード、
ケフィア・クリエイティブ、メープルライフ、柿国際文化協会、
ケフィアグループ振興協会、ケフィア・ファイナンシャルサービス、
ケフィアグループC&L、かきの森、かぶちゃん信州乳業、かぶちゃん農園食堂、
かぶちゃん製菓、ケフィア・サプリメント、亡鏑木武弥相続財産
飯田水晶山温泉ランド、かぶちゃんファイナンシャルサービス

Q10 破産管財人から何通か書類が届いているが、どのような書類が送られてきたのか教えてください。

A10 破産手続開始決定後、破産者ごとに「破産手続開始通知書」を債権者の皆様にお送り致しました。

また、2019年5月21日開催の第1回債権者集会においてご報告したとおり、破産管財人による業務の結果、11者（A9の13者のうちかぶちゃん農園及びかぶちゃんインターナショナル以外）について配当の見込みが生じました。そこで、破産裁判所は、債権届出期間を2019年8月30日、債権調査期日を2020年1月21日午後2時と指定し、破産管財人において、2019年5月から順次、債権者の皆様に対して破産債権届出書等を発送しました。

その後、かぶちゃん農園及びかぶちゃんインターナショナルについても配当の見込みが生じたので、破産裁判所は債権届出期間を2019年11月11日、債権調査期日を2020年1月21日午後2時と指定し、破産管財人において2019年10月に債権者の皆様に破産債権届出書等を発送しました。

ご提出いただいた債権届出書を破産管財人において調査し、配当見込みがある13者については、2019年12月下旬以降、届出債権に対する認否（破産管財人において債権の存在を認めるかどうか）の結果を記載した「認否結果通知書」を債権者の皆様に送付しました。

このほか、破産管財人から送付した書類の一部に誤記等があったために、関係する債権者の皆様には誤記の取扱い等に関する通知をお送りしています。

Q11 「認否結果通知書」という書類を受け取った。この書類によると債権を認めてくれるということだが、いつ頃、いくら配当を受けられるのでしょうか。

A11 配当のある破産者に対して債権を有する債権者の方々には、A9 に置いてご説明したとおり、すでに配当を実施いたしました。詳細は、第4回及び第5回の債権者集会の報告書をご参照ください。

Q12 破産者に対して訴訟や仮差押えをしているのですが、どうなるのでしょうか。訴訟や仮差押えをしている債権者は優先的に支払いを受けることができるのでしょうか。

A12 破産者を被告とする訴訟は、破産手続の開始により中断し、手続きが止まります。また、破産者を債務者とする仮差押命令は効力を失います。そのため、訴訟や仮差押えをしている債権者に優先的に支払いがなされるということはありません。

債権者の皆様の債権の存否や金額については、債権調査期日において破産管財人が「認める」との認否を行い、他の破産債権者からも異議がなされなかった場合には、破産管財人が認めた金額にて確定します。これに対し、破産管財人が「認めない」との認否を行った債権者は、その債権額を確定するために、破産裁判所に対して破産債権査定の申立をすることができ、すでに破産手続開始決定前に訴訟を提起していた債権者については受継の申立をすることができます。ただし、これらの申立期限は、債権認否がなされた債権調査期日から1か月以内となっており、すでに全ての破産者についての申立期限は経過しました。

破産管財人による認否の結果につきましては、ご郵送しております「認否結果通知書」をご覧ください。

Q13 破産者の会員（債権者）ですが、支払ったお金をすぐに返してください。

A13 破産手続は、破産管財人が回収した財産をもって配当が可能な状況になった場合に、債権者の皆様に平等に配当を行うというものです。一部の債権者（会員）の方だけにお支払いするということはできません。

3. 債権者集会について

Q14 債権者集会とは何ですか。いつどこで開かれるのでしょうか。

A14 債権者集会では、破産管財人より業務の進捗状況を報告する予定です。具体的には、破産手続を開始するに至った事情、破産管財人において換価・回収した資産や負債の調査状況などをご報告することになります。

次回の債権者集会は以下の日時・場所で行う予定です。

日時： 2024（令和6）年7月17日 午後3時

場所： 東京地方裁判所中目黒庁舎（東京都目黒区中目黒2-4-1所在）
103債権者集会室

Q15 債権者集会には出席する必要がありますか。

A15 債権者集会では、破産手続開始後の破産管財人の調査結果に基づき、破産者の財産状況等の報告が行われます。もともと、債権者の皆様には出席の義務はなく、出席しなくても不利に扱われることはありません。債権者集会で報告した内容の概要は、本ホームページ上で開示する予定です。

4. 破産管財人を名乗る人物からの連絡

Q16 別の事件では、破産管財人を名乗る人物から、お金を払えば破産者に支払ったお金を取り戻せるという勧誘があったというのですが、そのようなことはありますか。

A16 破産管財人から債権者の皆様に対し金銭のお支払いを要求することはありません。破産手続では、担保権などの法律に定める優先的な権利をお持ちでない限りは、皆様の債権に対して一律かつ平等に配当を実施することになります。一部の債権者に対してのみ優先的にお支払いすることはありませんので、ご注意ください。

破産管財人からの案内は、本ホームページ上に開示するほか、皆様への郵便により行う予定です。不審なお問い合わせがあった場合には、下記【お問い合わせ先】までご連絡くださるようお願い致します。

【お問い合わせ先】

電話： 03-5577-5808 破産管財人室

受付時間： 月～金（祝祭日を除く） 10時30分～12時、13時～15時